

ひだか病院警備及び宿日直業務委託に係る公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

ひだか病院における警備及び宿日直業務委託について、公募により事業者を選定するので、公告します。

令和8年2月6日

御坊市外五ヶ町病院経営事務組合

管理者 三浦 源吾

1 公募内容

(1) 業務名 ひだか病院警備及び宿日直業務

(2) 業務の目的 ひだか病院において、建物内外における火災、盗難等にかかる事故を未然に防止とともに、患者・来院者の安全を確保することによりサービスの向上をはかること。

(3) 業務場所 和歌山県御坊市蘭 116 番地 2
ひだか病院

(4) 業務内容 別紙仕様書のとおり

(5) 業務期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。)
※特段の事情がない限り、1年間延長し、令和12年3月31日まで。
ただし、毎年度仕様書及び金額の見直しを行うことがある。
※契約候補者として選定された日から令和8年3月31日までの期間を本業務に向けた準備期間とする。この準備期間に係る費用は契約候補者の負担とする。

2 手続き等

(1) 書類の提出先及び問い合わせ先
和歌山県御坊市蘭 116 番地 2
ひだか病院 用度課
電話 0738-22-1111 (内線 7316)
E-mail youdo7315@hidakagh.gobo.wakayama.jp

(2) 募集要項等の交付について

- ① 交付期間
令和8年2月6日（金）から2月16日（月）までの毎日午前9時から午後5時まで
- ② 交付方法 公告、実施要項、仕様書はひだか病院ホームページからダウンロードできます。
参加表明書、平面図は直接交付します。
- ③ 交付場所 上記2(1)に同じ

3 企画提案書の評価

企画提案書の審査は、ひだか病院警備及び宿日直業務委託業者選定審査委員会において審査し、評価します。
最高の評価を得た提案者を、契約の相手方となる候補者とします。

4 その他の留意事項

詳細は、実施要項、仕様書等による。

ひだか病院警備及び宿日直業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

1 目的

この要項は、ひだか病院警備及び宿日直業務委託に係る委託契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、応募に必要な事項を定めたものです。

2 業務概要

(1) 業務名 ひだか病院警備及び宿日直業務

(2) 業務場所 和歌山県御坊市蘭 116 番地 2
ひだか病院

(3) 業務内容 別紙仕様書のとおり

(4) 業務期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日
(地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約とする。)
※特段の事情がない限り、1 年間延長し、令和 12 年 3 月 31 日まで。
ただし、毎年度仕様書及び金額の見直しを行うことがある。
※契約候補者として選定された日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間を本業務に向けた準備期間とする。この準備期間に係る費用は契約候補者の負担とする。

(5) 予算額 有り (ただし、非公表とします)

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないものであること。

(2) 応募を希望する事業者は和歌山県内に本店を有すること。

(3) 令和 7 年度御坊市外五ヶ町病院経営事務組合 入札参加登録事業者であること。

※未登録業者は本プロポーザル参加表明前に登録すること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立て中又は破産手続き中でないこととする。

(6) 申込みをしようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

(7) 業務開始までに業務に必要な資格の取得、人員確保、従業員の研修等が完了し、業務委託開始予定日に滞りなく業務を開始できること。

(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(9) その他仕様書に規定する条件等を遵守できること。

4 現場説明会

現場説明会を下記の日程で実施します。参加を希望される事業者は下記に申し込んでください。

参加申込締切日 令和 8 年 2 月 19 日（木）午後 5 時まで

現場説明会実施日 令和 8 年 2 月 20 日（金）午後 1 時 30 分～

※現場説明会は上記のみとし、実施日以外は対応不可とさせていただきます。

現場説明会には必ず参加してください。欠席の場合は失格といたします。

また、現場説明会での質疑は受け付けしません。

【申込先及び問い合わせ先】

和歌山県御坊市園 116 番地 2 ひだか病院 用度課

電話 0738-22-1111 (内線 7316)

FAX 0738-22-7140 E-mail youdo7315@hidakagh.gobo.wakayama.jp

5 質疑及び回答

質問がある場合は、上記 4 に E-mail 又は FAX で提出してください。様式は問いません。ただし、口頭による質問は受け付けしません。

(1)受付期間

令和 8 年 2 月 6 日 (金) から令和 8 年 2 月 24 日 (火) 午後 1 時まで

(2)回答

令和 8 年 2 月 25 日 (水) 5 時までに、E-mail 又は FAX により申込者に回答します。

(3) その他

受付期間を過ぎた質問、参加者以外の方からの質問、E-mail 又は FAX 以外での質問、本業務に直接関係しない質問等については、一切受け付けしませんのでご注意ください。

また、他の参加者に関する一切の内容についての質問も受け付けしませんので、併せてご注意ください。

なお、回答は本要項及び仕様書の追加又は修正とみなします。

6 提案書類の内容及び委託業務選定評価基準

① 実績

・会社実績

警備業務及び宿日直業務受託実績

・責任者の実績

現場責任者の資格・経歴

② 具体的提案

・警備及び宿日直業務に関する考え方

警備及び宿日直業務に関する考え方、サービス向上のための取組方針等

・業務体制に関する考え方

職員配置の考え方、病気やけがなどによる欠員が生じた場合の対応方針等

・研修・指導に関する考え方

研修体制等

・危機管理に関する考え方

緊急事態発生時の対応やクレームの処理及び未然防止に関する考え方等

③ その他

・警備及び宿日直業務における会社の強み・アピールポイント

④ 業務委託の見積額

・警備及び宿日直業務委託費の見積額及び内訳書 (初年度 1 年間)

※月額と年額を税抜き及び税込みで記載してください。

7 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、別紙仕様書等を熟読のうえ次の書類を提出してください。

① 参加表明書 (様式 1)

② 企画提案書 (様式は問いません)

③ 直近の貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類

④ 会社概要

⑤ 直近1年間の同種業務に係る実績（主なもの）

(2)提出期限 令和8年2月26日（木）午後5時必着（郵送可）

(3)提出場所 上記4と同じ

(4)提出部数 上記(1)の②④⑤は各8部（正本1部、副本7部）、①③は各1部

(5)その他

①提出書類について提出後の追加及び変更は認めません。

②提案書等の作成、提出に要する費用は提案者の負担とします。

③提出された書類は返却しません。

④提出された書類は複製をする場合があります。

⑤提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

8 無効となる提案等

次のいずれかに該当する場合、提案は無効とします。

(1) 参加資格のない者が行った提案

(2) 提案書等に虚偽の記載をした者

(3) 提案書類が不足しているとき

(4) 提案書受付締切日までに提案されない又は到着しないとき

(5) その他、当病院の指示した事項に違反したとき

9 審査会の実施日

(1)実施日時 令和8年3月2日（月）午後1時30分～

※ただし、午後1時00分までに診療管理棟3階会議室にて受付後、指示する場所で待機。

(3)出席者 責任者を含めた2名以内とします。

(4)その他 各業者提案時間は20分間とし、その後10分間の質問時間を設けます。

パソコン等を利用する場合は、スクリーン及びプロジェクター以外の必要な機材は、提案者が準備する。プロポーザルの参加に係る費用は、参加者の負担とする。

10 審査及び契約候補者の決定

審査にあたって、院内に「ひだか病院警備及び宿日直業務委託業者選定審査委員会」を設置し、各提案者の企画提案書等及びプレゼンテーションにより総合的に評価を行います。

なお、審査に係る評価の具体的な内容については、公開しない。また、審査結果についての意義は認めないものとする。

※当組合で基準点を設定しています。万が一評価点が基準点に満たない場合、契約候補者に選定いたしません。

（公募が1社の場合でも同様。）

(1) 審査結果は、令和8年3月6日（金）までに参加者すべてに通知する。

(2) 審査結果後の手続き

・最優秀参加者は、契約書を作成し契約候補者として当院と随意契約において仮契約を行う。なお、仮契約は御坊市外五ヶ町病院経営事務組合の議決を要し、議会の議決を得たときから本契約となります。
(改めての本契約は締結しません。)

・最優秀者との交渉の結果、契約締結の合意に至らなかった場合、若しくは最優秀参加者の失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、次点以降の者を繰り上げて、契約締結の交渉を行う。

・審査会において示された見積書の金額及び業務内容については、企画提案の内容を基本に協議する。ただし、仕様書に変更が生じる可能性があることから最優秀参加者は、病院と協議のうえ柔軟に対応すること。

・御坊市外五ヶ町病院経営事務組合契約規定第21条の規定により契約保証金の額は、契約金額の100

分の 10 以上に相当する額とする。ただし、同条第 2 号に該当する場合は減免することができる。
・本審査会の参加に必要な経費はすべて参加者の負担とする。

【担 当】 和歌山県御坊市薙 116 番地 2 ひだか病院 用度課

TEL 0738-22-1111 FAX 0738-22-7140